

富田林市行財政経営改革ビジョン第2編 取組行動計画(素案)

に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) コメントの募集期間 令和2年10月17日(土)から令和2年11月10日(火)

(2) コメントの提出数 10通 (提出方法:郵便3通、FAX3通、Eメール 4 通)

※ほか、提出期間以降に提出された意見 1通(1件)

(3) コメントを基に修正した箇所 3箇所

2. パブリックコメントの内容

意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
I	柱Ⅰ.市民との共創によるまちづくりの推進 (2) 行政領域の検証 ①No.33 指定管理者制度の導入施設拡大 富田林斎場は引き続き市の直営とすべきであり、あえて指定管理者制度へ変更しなければならない積極的な理由が見当たらない。 ②No.34 ペットボトルの収集運搬業務の委託 資源ごみの収集運搬業務は、環境問題に関わって公共性の高い業務であり、その業務のノウハウは自治体として維持継承されるべきもので、多くがすでに民間委託されている状況のもとで、せめてペットボトルについては、引き続き市の直営業務とすべきである。	①NO.33 指定管理者制度の導入施設拡大について 富田林斎場は、富田林市公共施設再配置計画(前期)において、施設の効率的運用について検討していくこととしておりますことから、指定管理者制度の導入を図ることと、民間のノウハウ・資源の活用により、更に利便性を向上させ、また経費面においても効率的な運営を行ってまいります。 ②NO.34 資源ごみ(ペットボトル)の収集運搬業務の委託について 他のごみ関係業務も含めた公民の役割や、他の自治体における事例等も調査・研究し、民間活力の活用について検討してまいります。

③No.36 ケアセンターの譲渡検討 「介護老人保健施設」と「健康づくり・世代間交流施設」は、公共性の高い施設であり、本来は市の直営施設とすべきだが、少なくとも現行の指定管理方式は維持すべきである。拙速に、民間譲渡を検討すべきではない。 ④No.38 一時預かり事業の見直し 市立保育園に求められるものは、一時預かり事業にとどまらず、現状よりもっと拡大されてし かるべきで、「効率的な保育所運営」の名のもとに、市立保育所の一時預かり事業を廃止することは、当該保護者のニーズに背を向けるものである。 総じて、「(2)行政領域の検証」で示されている各計画は、公共性の高い事業から市直営の事業をいかに減らすかに力点が置かれたものとなっている。現況のコロナ危機で、改めて「公助」の重要性が明らかになったことをふまえ、上記①～④にあるとおり、再検討をお願いする。	③NO. 36 ケアセンターの譲渡検討について 「介護老人保健施設」と「健康づくり・世代間交流施設」は、富田林市公共施設再配置計画（前期）において、民間事業者への譲渡等を検討していくこととしておりますことから、どの提供主体が適切なのか検討を行ったうえで、より良いサービスの提供に努めてまいります。 ④NO. 38 一時預かり事業の見直しについて 保育所・子育て支援サービス等の保育分野について、従前から、民間事業者においても専門的かつ多様なサービス・事業を展開されており、本市の保育・子育て支援を支えていただいております。今後も、効果的・効率的な事業運営や、サービスの向上に向け、民間活力を活用してまいります。 いずれにいたしましても、限られた資源（予算・人材）の中で、市民サービスの維持・向上を図るためには、民間と行政の適切な役割を検討することが必要です。また、公としてのサービス提供の観点から行政責任の確保に努め、より効果的・効率的に民間の活力やノウハウを活用してまいりたいと考えております。 また、本ビジョン（素案）に基づき、様々な施策を検討する中で、市民、地域団体、事業者、ボランティア、NPO法人等の多様な主体と行政が力を合わせた新しい公共の形成を推し進めることで、経営資源を適切に配分し、市民サービスの質の向上を図ってまいります。
---	---

意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
2	柱Ⅰ．市民との共創によるまちづくりの推進 (2) 行政領域の検証 効果・効率的な行政運営とは何でしょうか？ 地方自治体として人が生きていくために必要な制度を守る姿勢や政策が必要で、お金がかかるから民営化はやめるべきです。コロナ禍や災害などがおこると、何が自治体として必要か考え、その制度・政策は公的に責任をもつことを大切にしたい市政を望みます。 No.34 資源ごみの委託化の検討は反対です。市が環境問題で注目すべき資源ごみは責任をもってやるべきで再利用ふくめ事業を拡大すべきです。 No.38 一時預かり事業の見直しは反対です。若葉保育園での公立で唯一の一時保育は継続すべきです。	市民サービスの維持・向上を図るためには、限られた資源（予算・人材）を適正に配分することが必要です。また、公としてのサービス提供の観点から行政責任の確保に努め、民間と行政の適切な役割を検討することが必要と考えております。 ご意見いただきました第2編の具体的取組について、以下のとおり回答させていただきます。 NO. 34 資源ごみ（ペットボトル）の収集運搬業務の委託について 意見Ⅰに記載のとおりです。 NO. 38 一時預かり事業の見直しについて 意見Ⅰに記載のとおりです。
意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
3	No.36 ケアセンターの譲渡検討 高齢化社会に向かっている中、経営改革の名のもとに地域と密接な関係にある「けあばる」を譲渡などと安直な考えで切り離すのはいかがなものかと思います。 今のご時世、確かに改革が必要な内容は多々ありますが、譲渡はサービス低下を招くだけで市民ファーストではない。 市民の利便性を考え「けあばる」を残す方向で改革を行って欲しい。 今のままの市民に寄り添った体制を残した形でスタッフの努力による改革を行う等、やり方次第で解決策は発見できると思います。	NO. 36 ケアセンターの譲渡検討について 意見Ⅰに記載のとおりです。
意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
4	No.36 ケアセンターの譲渡検討 介護に関する全てのことを相談できる機関であるけあばるがなくなるのは、サービス低下をまねくと思う。安心して生活できるよう、けあばるが必要。	NO. 36 ケアセンターの譲渡検討について 意見Ⅰに記載のとおりです。

意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
5	現在、「市民の命を守る」使命を持って市政運営が行われていると信じています。 保健所、子ども達に対応する保育所、幼稚園、学校、学童、そして大きく報道されている医療、福祉に関わる機関が命を守る先頭に立っていると、今ほど具体的に見える時は無いと感じます。 子育て中や高齢、一人暮らしで、移動手段が無いなど、生活支援を必要としながら、それでも声を上げて助けを求めることをためらわれている方がおられます。そこに人と時間、手をかけることが、「公」の役割だと思います。 子ども達や高齢者と直接関わる機関は、民間事業者に委ねて効率を優先する事無く、公立で、富田林市が責任を持って、実施して欲しいと思います。 障がい（児）者給付金の打ち切りや老人見舞い金、100歳お祝いの見直しなど、福祉関係の見直しがあきらかにされています。障がいのある方、高齢の方の拠り所になっているこれらの給付金は継続して下さい。見直しの際には、充実して頂けるようお願い致します。 資源ごみの収集運搬業務の委託や水道料金の値上げなど、市民生活の基礎になる部分での取り組みが挙げられています。「民間委託」「指定管理者」も聞きなれる程増えているように思います。その反面、議会で採択された「子ども医療費助成」は18歳になりません。 富田林市は SDGs推進を謳っています。「誰一人取り残さない」全ての目標にジェンダー平等の視点があります。必要に応じて国や府を動かすことも検討に入れて、市民の命を守る市政を望みます。	「行財政改革」は、経営的な視点に立ち、厳しい財政状況の中でも、市民サービスの向上のために、持続可能な行財政運営を推進することが目的です。その目的を達成するためには、限られた資源（予算・人材）を適正に配分し、見直すべきものは見直し、投資すべきものには投資をするという考えのもと、市民、地域団体、事業者、ボランティア、NPO法人等と行政が力を合わせて行財政運営に取り組むことが必要と考えております。 ご意見いただきました第2編の具体的取組について、以下のとおり回答させていただきます。 NO. 86 障がい者（児）給付金、難病患者見舞金の見直しについて 障がい者（児）給付金、難病患者見舞金については、一律的な給付金事業を見直すことで生まれる財源を効果額としており、その効果額により安定したサービスの提供と支援を図ってまいります。 NO. 87 ねたきり老人見舞金・特別高齢者祝金（百寿祝金）の見直しについて 社会保障費の増大などを背景に、介護保険制度の普及や、現在の社会情勢に即した制度として継続する必要があるか等の要素により総合的に判断し、廃止する決定をいたしました。 最後に、国における「SDGs実施指針」を受け、全国的に「誰一人取り残さない」SDGsの理念を推進する取組が不可欠となっています。本ビジョン（素案）においても、その理念は親和性が高いものと考えており、本ビジョン（素案）における取組の達成を見据えた、持続可能な行財政運営の推進に努めてまいります。

意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
6	市の行政への尽力ご苦勞様です。このたび「富田林市行財政経営改革ビジョン第2編取組行動計画(素案)」に対してのパブリックコメントを募集されるということでご意見を申し上げます。まず、「行財政改革」という言葉は、無駄を省き効率的な運営に向けて取り組むということですが、素案の中では、「省くや打ち切る」などが目立っています。とりわけ社会的に弱い、障害者や高齢者、貧困の方に対しての施策がそれを物語っています。「使用料・手数料の見直し」(P58)、「プレママ・ハッピーライフサポート事業の見直し」(P63)、障害者(児)給付金、難病患者見舞金の見直し(P64、すでに利用者には、障害者の給付金は来年度から廃止と伝えられている)、「寝たきり老人見舞金・特別高齢者祝い金(100寿祝い金)の見直し」(P65)、「国民健康保険事業特別会計の健全化」(P68)「水道料金の見直し」(P68)などです。 使用料・手数料の見直しでは、住民票や課税証明書など毎年のように必要なもので、たとえ引き上げ額が少額といえども大きく影響をします。また障害者や難病の方への給付金や見舞金の廃止は、絶対に反対です。同じく寝たきり老人の見舞金についても絶対に反対です。ぜひ、見直しを継続してください。難病の方への見舞金見直しですが、大阪府の福祉医療助成制度の見直しで、老人医療費助成制度が廃止されます。その影響で3割負担になる方も出てきます。大変なことです。そもそも難病の方なので、医療は切っても切り離せません。見舞金廃止を見直すとともに、大阪府に対し老人医療費制度復活を要望してください。こんごとも、多くの市民の声を聴きながら施策を進めていただくようお願いします。	「行財政改革」は、経営的な視点に立ち、厳しい財政状況の中でも、市民サービスの向上のために、持続可能な行財政運営を推進することが目的です。その目的を達成するためには、限られた資源(予算・人材)を適正に配分し、見直すべきものは見直し、投資すべきものには投資をするという考えのもと、事業の見直しは必要であると考えます。 ご意見いただきました第2編の具体的取組について、以下のとおり回答させていただきます。 NO.73 使用料・手数料等の見直しについて 使用料・手数料については、サービスの提供に要する経費を算定し、申請者に適切な負担をいただく必要があり、市民負担の公平性を踏まえることが必要なことから、手続きにかかる適正な経費を算定したうえで、今後もお負担をお願いしてまいります。 NO.86 障がい者(児)給付金、難病患者見舞金の見直しについて 意見5に記載のとおりです。 NO.87 ねたきり老人見舞金・特別高齢者祝金(百寿祝金)の見直しについて 意見5に記載のとおりです。 最後に、市民の皆様のお声を聴き、必要に応じて大阪府や国に要望するなど、「市民本位の市政の推進」に取り組んでまいります。

意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
7	地域経済活性化においても「住宅リフォーム助成制度」を創設してください。 自然災害等で地域業者はなくてはならない存在となります。	本市では、「中小企業・小規模企業振興条例」を制定しており、地域経済の活性化を目的とした施策に取り組んでおります。「住宅リフォーム助成制度」の創設予定は現在のところございませんが、地域の事業者の育成や地域経済の活性化につながるよう取組を進めてまいります。
意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
8	素案全体に対する意見 ①総合基本計画に位置付けされている取組みが重複して掲載されているのではないのでしょうか。取組項目の整理を求めます。 ②5年間の目標効果額を11億円とし、目標効果額を実施後の予算見込み額との差額とされていますが、算出される数字の根拠が不明確です。詳細な説明をしてください。 ③取組内容によっては新たに経費が発生すると思われるものもありますが、この増加額見込み額についても明らかにしてください。	①総合ビジョンおよび総合基本計画は、長期的な市政運営を総合的・計画的に行うための基本的な指針であり、その中で位置付けられている取組については、全て経営的視点をもった行政運営を合わせて推進することとしております。 本ビジョン(素案)は、その経営的視点に立った行財政運営を具現化するための計画であることから、総合ビジョンおよび総合基本計画の下位計画として位置付けております。 ②本ビジョン第1編に掲げています、目標効果額については、今後の人口減少の進行や高齢化等の影響を勘案した財政推計から、収支が赤字にならないよう、計画期間内の累計額として算出しております。 ③本ビジョン(素案)においては、今後の多様化する市民ニーズに対応するための新たな施策実施に向けての効果額の確保を検討しております。 いただきましたご意見にもありますように、取組によっては新たな経費が必要な場合もございますが、あくまでも財源確保の観点から効果額を算出しているところです。 なお、新たな経費が発生する取組については、費用対効果を十分検証しながら最小の投資になるよう努めてまいります。

おくことは、大災害発生時に備えるうえで必要不可欠ですが、すでに可燃ごみ・プラスチックごみは委託しており、これ以上の委託化は市の防災体制上問題があります。当該取り組みを削除してください。 (42) ページの (No38 一時預かり事業の見直し) について 市立保育所での当該事業廃止については撤回してください。少なくとも担当課から「廃止を決定した事実はない」との説明がありましたので取組概要・取組目標の文言を修正してください。 また、民間保育施設での事業実施を市が決定できるのでしょうか。出来なければ令和3年度からの「民間保育施設で新たに実施」という表現は不正確ではないでしょうか。 (46) ページの (No44 指定管理者制度における基本指針の策定及び運用) について 令和元年度公募9施設・非公募1施設に対して、令和4年度・令和5年度の目標値が全て公募になっています。公募ありきではなく指定管理制度の目的である住民サービスの向上が図れる安定的な施設運営が可能な選定方式が検討されるべきです。少なくとも、前回公募で応募が1者しかなかった施設は非公募とするべきです。 (58) ページの (No73 使用料・手数料等の見直し) 住民の平均所得の低下のもとで、単に長期間料金見直しが行われていないことのみをもって、安易に市民負担を増やす見直しを行うべきではなく、取組概要に「住民負担を増やすものではない」を追記してください。	No38 一時預かり事業の見直しについて意見1に記載のとおりです。 なお、ご意見を踏まえ、令和3年度 of 取組目標を「<u>民間保育施設で新たに実施予定</u>」に加筆修正いたします。 No44 指定管理者制度における基本指針の策定及び運用について 指定管理者の指定の手続きは、「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び同施行規則に定められており、特別な理由がある場合を除き、公募による選定が原則となっています。今後においても、公募・非公募の何れによる選定を行うかは、施設の特性や効果的な施設目的の達成など、総合的に判断してまいります。 No73 使用料・手数料等の見直しについて 意見6に記載のとおりです。
---	--

	(64) ページの(No86 障がい者(児)給付金、難病患者見舞金の見直し)について 障がい福祉サービス等は障がいをお持ちの方にとっての生存権の最低限の保障であり、その充実を理由に給付金・見舞金見直しは不適切です。撤回してください。また、その財源をサービスの安定した提供と支援の充実を図るために活用するなら、なぜ目標効果額が算定されているのでしょうか。 (68) ページの(No96 国民健康保険事業特別会計の健全化)について なぜ、法定外一般会計繰り入れ(独自減免)の適正化が、国民健康保険事業特別会計の健全化につながるのでしょうか。 総合基本計画の「個別施策7主体的な健康づくりの推進」で位置付けられた施策と保険料負担を増大させないことを前提とした健全化を図ると修正してください。	No86 障がい者(児)給付金、難病患者見舞金の見直しについて 意見5に記載のとおりです。 No96 国民健康保険事業特別会計の健全化について 特別会計への一般会計からの繰入れを適正化することで、本市財政の健全化を図ってまいります。 なお、取組名称と取組概要の整合性を図るため、取組名称を「<u>法定外一般会計繰入の適正化(国民健康保険事業特別会計への繰出)</u>」に加筆修正いたします。 また総合ビジョンおよび総合基本計画における「主体的な健康づくりの推進」施策においても、経営的な視点に立った取組を推進してまいります。
意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
9	No.36 ケアセンターの譲渡検討 以前、親族が御世話になった事があり、大変良くしていただきました。ケアセンターが譲渡された場合、そのサービスは続けていけるのか、また現在の従業員はどのように処遇されるか懸念します。市の施設として継続されることを望みます。	NO. 36 ケアセンターの譲渡検討について 意見1に記載のとおりです。

意見	コメント内容	コメントに対する市の考え方
10	No.36ケアセンターの譲渡検討 介護サービスについては金銭的な問題だけで考えるべきではないと考えます。現行体制を改めた場合、現在のサービス体制を維持できるかは疑問に思います。 介護サービスの水準を向上させるよう、富田林市福祉公社に求める事は良いかと思えます。むしろ近隣の介護サービスの模範となるよう注文と支援が必要と考えます。 また、平成8年から運営を行ってきた富田林市福祉公社が介護サービスの水準を維持または更なる向上されるならば現状維持が望ましいと考えます。	NO.36 ケアセンターの譲渡検討について 意見1に記載のとおりです。

以上